

事故報告書の提出が必要な事故の基準

基準	
1	<p>死亡に至った事故 ※死亡後に相当期間放置された場合を含む</p>
2	<p>医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故 ※誤薬・与薬漏れによる事故も含む</p>
3	<p>利用者に対する虐待</p>
4	<p>従業者の不祥事等により、利用者の処遇に影響がある事故 ※個人情報漏洩、職員による窃盗 等</p>
5	<p>火災、自然災害等により、サービスの提供に支障を生じる事故</p>
6	<p>利用者に対するサービス提供などの業務遂行により発生若しくは請求された損害賠償事故</p>
7	<p>市の社会福祉施設主管課及び保健所への報告が求められている食中毒及び感染症等が発生した場合</p> <p>※報告が必要な食中毒及び感染症等(※新型コロナウイルス感染症も含む)の発生は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 <input type="checkbox"/> 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 <input type="checkbox"/> 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
8	<p>その他必要と認められるもの ※利用者家族とのトラブルになっているもの、その後の経過も含む</p>